

千葉市屋根耐風診断費・耐風改修補助金の交付を受けるための手続の代行を診断者等に依頼する場合について

手続の代行を診断者や改修者（工事請負業者）等に依頼する場合は、手続代行届を提出してください。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、市では一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者との連絡調整を緊密に行ってください。

千葉市都市局建築部建築指導課
電話：043-245-5836